

電気通信機器に関する相互承認協定 (MRA)

MRA (Mutual Recognition Agreement)

- ❑ 相互承認協定 (MRA : Mutual Recognition Agreement) は、電気通信機器の技術基準への適合性評価の結果を日本国と外国との間で相互に受け入れる制度
- ❑ 電気通信機器に関しては、日欧間 (平成14年1月発効)、日シンガポール間 (平成14年11月発効)、日米間 (平成20年1月発効) でMRAを締結

MRA実施前

【日本】

【外国】

外国に機器を輸出する場合、相手国の適合性評価機関に対して申請を行うことが必要 (時間や費用を要する)

適合性評価機関

①申請

②適合性評価

製造業者等

外国の市場

③輸出



MRA実施後

【日本】

【外国】

外国向けの申請が日本国内で実施可能
期間の短縮・費用の縮減

適合性評価機関

①申請

②適合性評価

外国の基準を日本国内で審査

製造業者等

外国の市場

③輸出

欧州指令の改定に伴うMRA施行規則の改正について

【MRA施行規則改正のポイント】

- ① 日欧MRAでは、相手国が参照すべき自国の法令を附属書で特定しており、今般の省令改正は当該欧州指令の改定に対応するもの。
- ② 今回、MRA施行規則を改正することにより、日本国内で欧州向け輸出製品（電気通信機器等）の認証業務を行う、適合性評価機関の認定の基準を改める。

【MRA施行規則改正の概略】

現行指令

R&TTE指令 (1999/5/EC)

- 対象：無線機器・通信端末機器
- 基準：ISO/IEC 17065

2016.6.13
移行

低電圧指令 (2006/95/EC)

- 対象：電気製品
- 基準：ISO/IEC 17065

2016.4.20
移行

EMC指令 (2004/108/EC)※2

- 対象：電気製品
- 基準：ISO/IEC 17025

2016.4.20
移行

新指令

RE指令 (2014/53/EU)

- 対象：無線機器
- 基準：ISO/IEC 17065

新 低電圧指令 (2014/35/EU)

- 対象：電気製品
- 基準：ISO/IEC 17065

新 EMC指令 (2014/30/EU)

- 対象：電気製品
- 基準：ISO/IEC 17065